

平成 31 年度「タイ販路拡大事業」に係る企画提案募集要項

この要項は、平成 31 年度「タイ販路拡大事業」を実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

本県農林水産品等の拡販に向けて、タイ・バンコク市内に所在する飲食店への販路開拓・拡大を図る。

2 委託事業の概要

(1) 名称

タイ販路拡大事業

(2) 事業内容

タイ・バンコク市内に所在する飲食店へのプロモーションを 11 月（予定）に実施し、本県農林水産品等の更なる販路開拓・拡大を図る。

- ① タイ・バンコク市内に所在する飲食店のオーナーやシェフ等に対して、店頭等でのプロモーション活動を青森県と協議の上実施する。
- ② 2（2）①と同時に、タイ・バンコク市内に所在する複数の飲食店において、本県農林水産品等を提供する青森フェアを開催する（期間は 1 ヶ月間程度）。
- ③ 2（2）②で使用する本県農林水産品等を紹介するため、タイ・バンコク市内に所在する飲食店のオーナーやシェフ等を青森県に招請し、ビジネスツアーを実施する（招請するオーナー等の航空運賃及び宿泊料は別途青森県が負担する。）。
- ④ 2（2）②で取引のあった本県農林水産品等の継続的な取引に向け、2（2）②を実施した飲食店のオーナーやシェフ等にフォロー等を行い、その内容を青森県へ報告する。
- ⑤ 事業終了後、事業の実績をまとめた報告書を作成し、青森県に提出する。

3 委託期間

委託契約締結の日から平成 32 年 3 月 13 日まで

4 予算額

2,625 千円（消費税及び地方消費税含む）

5 応募資格

応募する時点で、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 法人の場合はタイ・バンコク所在の法人であること、または日本所在の法人にあっては、タイ・バンコクに支店等を有すること。個人の場合はタイ・バンコクに居住していること。
- (2) 県との連絡調整や県内企業の支援等において日本語により行うことができること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- (6) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

6 提案内容

企画提案書には次の項目を記載すること

(1) 特色・優位性

日本産食材の販路開拓・拡大についての「基本的考え方」、「得意とする分野」等、本業務の受託者として、特にアピールしたい内容、他者と比較した際の優位性について記載すること。

(2) タイ・バンコク市内に所在する飲食店へのプロモーション

タイ・バンコク市内に所在する飲食店への販路開拓のため、受託者が実施するプロモーションについて記載すること。

記載に当たっては、自らの商流やネットワークを踏まえた提案を記載すること。

(3) プロモーション及びレストランフェア後のフォロー等について

販路開拓・拡大を図る観点から、プロモーション及びレストランフェア後のフォロー等としての受託者の取組内容とその考え方を記載すること。

(4) 事業実施体制・スケジュール

本事業に関わる担当者の役割、配置体制、事業開始から終了までの受託者として提案するスケジュールを記載すること。

(5) 事業実績

過去に受託した類似事業の実績について、受託年度、受託先、業務内容等を記載すること。

7 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

平成 31 年 4 月 26 日（金）から平成 31 年 5 月 24 日（金）17 時まで

(2) 応募方法

郵送又は持参すること。なお、持参する場合の受付時間は、募集期間のうち土曜日及び日曜日を除く平日の 9 時から 17 時までとする。郵送する場合は平成 31 年 5 月 24 日必着とする。

(3) 提出書類

①企画提案提出書（様式 1 及び付表）

②企画提案書（様式 2）

「企画提案書目次」の次に、上記「6 提案内容」を記載した資料（A 4・様式任意）を綴るものとする。

③見積書

本事業にかかる経費について、項目、単価、数量等の具体的な内容がわかるように記載すること。

④提案者の概要がわかるもの

会社案内等既存パンフレットを添付すること。

(4) 提出部数

5 部（正本 1 部、副本（正本の写し） 4 部）

8 審査方法及び選考基準

(1) 審査方法

書類により委託先候補者を1者選定する。

(2) 審査基準

①特色・優位性

受託団体としての特色・優位性について、その程度が高いものと認められる内容であるか。

②タイ・バンコク市内に所在する飲食店への販路開拓に向けたプロモーション

本業務内容を的確に理解し、販路開拓に向けた効果的な提案等がなされ、その程度が高いものであるか。

③プロモーション及びレストランフェア後のフォロー等について

販路開拓・拡大を図る観点から、効果的な提案等がなされ、その程度が高いものであるか。

④事業実施体制・スケジュール

合理的かつ適切な体制・スケジュールであるか。

⑤事業実績

事業実績は、本業務の実施に十分なものであるか。

⑥費用

委託業務に要する経費内容及び積算が妥当であるか。

9 選考結果の通知と委託契約の締結等

(1) 選考結果の通知

選考結果は、採否を問わず、提案者全員に対して文書により通知する。

(2) 委託契約の締結

- ① 委託契約の締結にあたっては、委託先候補者と業務の履行に必要となる具体的な協議を行い、あらためて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで、随意契約による委託契約を締結する。
- ② 企画提案の内容、規模及び経費等については、協議の上変更することがある。
- ③ 委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規定に基づき締結する。

10 企画提案公募に関する質問

(1) 質問受付期間

平成31年4月26日（金）から平成31年5月17日（金）17時

(2) 質問方法

質問書（様式3）により、質問の趣旨を明確にしたうえで、下記「12 問い合わせ先・応募窓口」あてにFAXまたは電子メールにより問い合わせることとし、電話による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した者あてにFAX又は電子メールで回答する。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案及び応募に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案書の提出、契約その他の手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。

- (4) 委託業務の実施にあたっては、委託契約書及び仕様書の従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (5) 委託業務を履行するにあたり、個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月24日青森県条例第57号）を遵守し、適切に管理すること。
- (6) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して定める。

12 応募窓口・問い合わせ先

青森県 観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ 担当：大川（おおかわ）

所在地：〒030-8570 青森市長島 1-1-1（県庁西棟 4階）

T E L : 017-734-9730

F A X : 017-734-8119

電子メール：kokusaikeizai@pref.aomori.lg.jp